

高山市地域おこし協力隊員受入団体募集説明会

日時：令和6年4月8日(月)

午後1時30分～

場所：市役所本庁舎2階

201・202会議室

次 第

開 会

1. あいさつ

2. 説 明

(受入団体募集の趣旨、制度の概要、協力隊員の活動 など)

3. 質疑応答

閉 会

高山市地域おこし協力隊員受入団体募集説明会

資料

- 「受入団体の募集」から始めるのは？ ····· P1
- 地域おこし協力隊制度の概要 ······· P2
- 地域おこし協力隊員の活動 ······· P3
- 地域おこし協力隊員を受け入れていただく
団体様に求めるもの（お願いしたいこと） ··· P6
- 受入団体に選定されたら（選定後の流れ） ··· P7
- 協力隊員の採用後（活動開始後）について ··· P7
- 最後に ········· P8

令和6年4月8日

高山市地域政策課

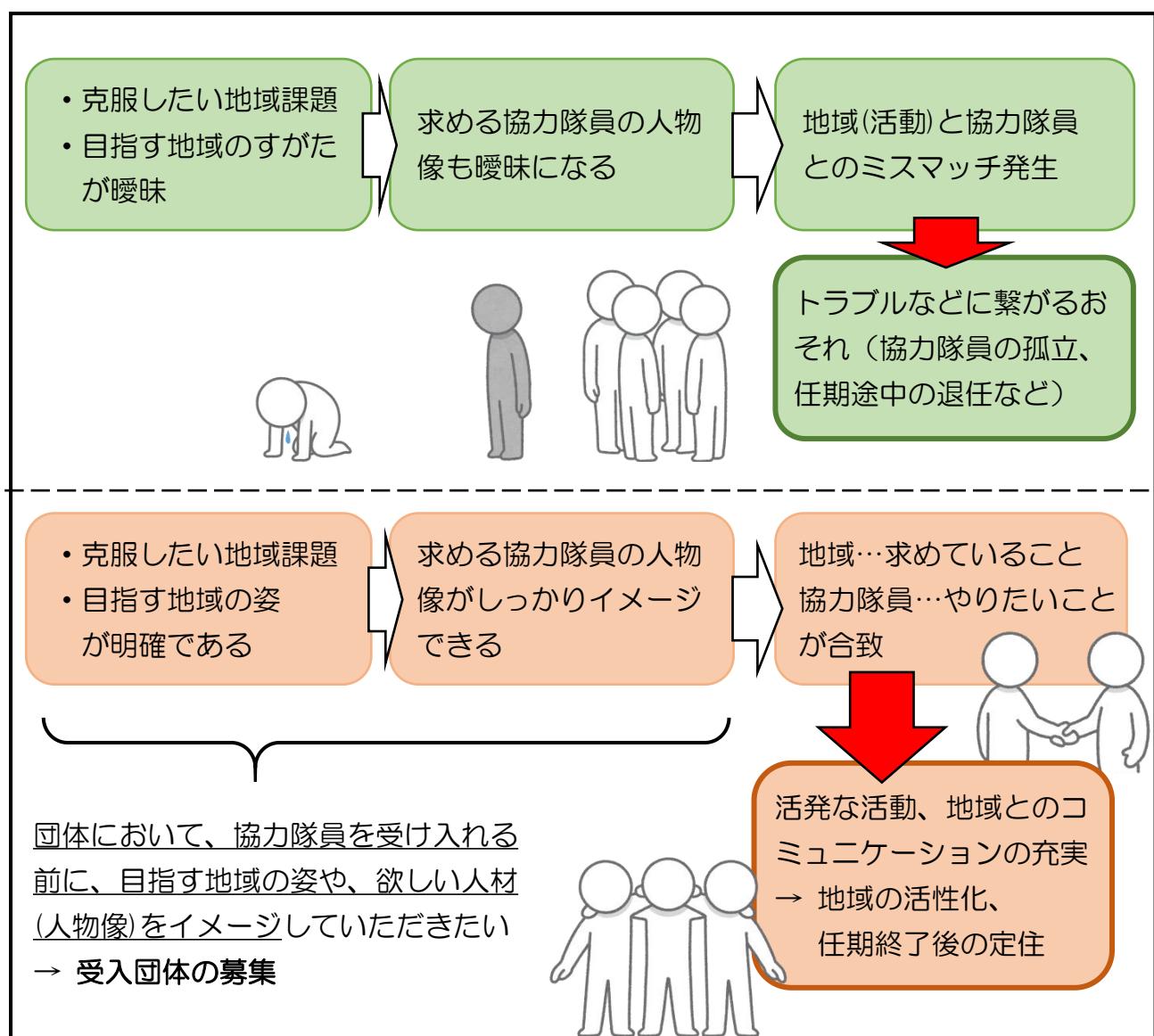
「受入団体の募集」から始めるのは？

平成 21 年度（2009 年）にスタートした地域おこし協力隊制度、協力隊員や受入地域となる自治体の数は年々増加し、令和 4 年度（2022 年）では全国で 6,447 人の協力隊員が 1,116 の自治体で活躍しています。

多くの協力隊員が全国各地域で活動され活躍する一方で、地域と協力隊員との間でトラブルなどの事例も各地で生じています。

トラブルの要因は様々で、協力隊員自身の素養によるものもありますが、「“地域の思い”と“協力隊員の思いのミスマッチ”」が要因となったものも少なくありません。

こうしたことから、あらかじめ地域の課題・ニーズを把握し必要とする協力隊員の姿を明確に描いた上で、「全国から必要とする人材＝地域おこし協力隊員」を募集したいと考え、協力隊員を受け入れ地域の活性化のために共に活動することを希望する団体を募集することとしました。



地域おこし協力隊制度の概要

「地域おこし協力隊」とは？

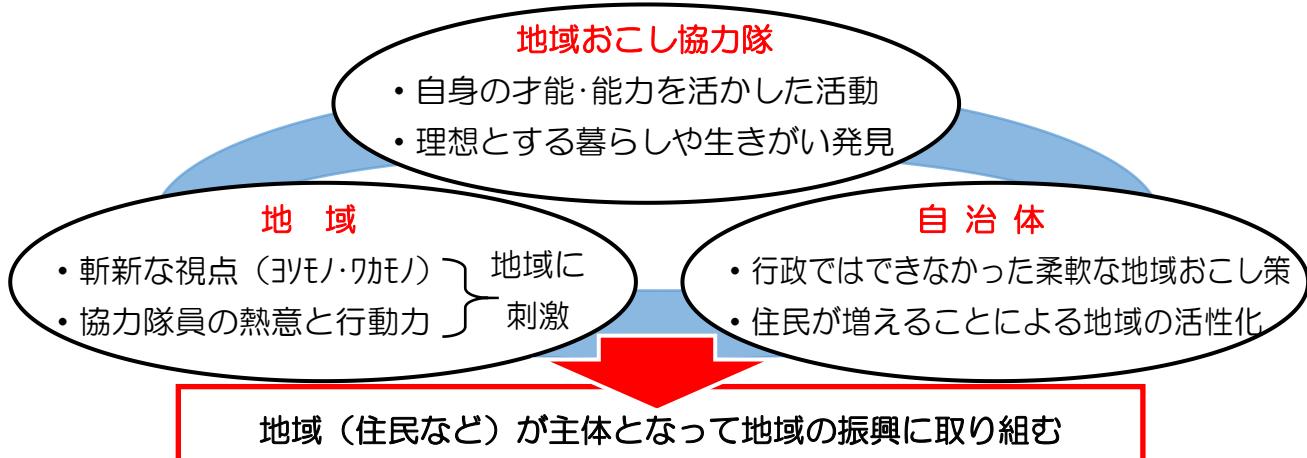
地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域などの条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動 ※」を行いながら、その地域への定住・定着を図る制度です。任期は1年間、3年間まで延長ができます。

※ 地域協力活動とは？（例：総務省「地域おこし協力隊推進要綱」より）

- ・地域おこしの支援（地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭りの復活、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、空き家店舗活用など商店街活性化、都市との交流事業・教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアを使った情報発信 など）
- ・農林水産業従事（農作業支援、耕作放棄地再生、地区産業支援 など）
- ・水源保全・監視活動（水源地の整備・清掃活動 など）
- ・環境保全活動（不法投棄パトロール、道路の清掃 など）
- ・住民の生活支援（見守りサービス、通院・買い物のサポート、デジタルデバイド対策 など）
- ・スポーツ・文化に関する活動（スポーツ・文化ツーリズムなどを通じた地域の活性化、部活動の地域連携・地域クラブ活動への移行や地域スポーツ・文化芸術環境の整備・実技指導、文化財の保存・活用 など）
- ・脱炭素地域づくりの推進（地域の計画策定支援、再エネ事業の普及啓発、バイオマス施設などの保守 など）
- ・その他（健康づくり支援、野生鳥獣の保護管理、有形民俗資料保存、婚活イベントなど）

地域おこし協力隊導入の効果

「地域おこし協力隊」「地域」「自治体」の“三方よし”的取り組み



地域おこし協力隊員の活動

活動場所など

協力隊員は、受入団体の活動拠点を活動の場所・拠点として、活動を行います。

活動に要する経費

活動費（人件費）や活動経費は市より協力隊員へ委託料として支払うことから、基本的に受入団体での負担はありません。

月の途中から協力隊員を委嘱（活動開始）する場合にあっては、下記の活動費（人件費）や活動経費は、月割り・日割りにより支払います（活動経費においては、年度終了後に精算を行います）。

【協力隊員一人あたり】

- ・活動費（人件費）： 266,000 円／月 ※国保・国民年金・災害保険料は個人負担
- ・活動経費 : 2,000,000 円／年 ※協力隊員の活動（業務）に関するもの
のほか、協力隊員自身の生活環境整備に関するものも含まれています（下図参照）。

活動経費相当額の支給の基準 《案》

項目	内 容
旅費（費用弁償）	<ul style="list-style-type: none">・高山市職員の旅費に関する条例に準じて支給する。 (旅費内訳：運賃（鉄道、航空、船）、高速料金、宿泊料)・宿泊料は、高山市職員の旅費に関する条例に定める金額を上限に支給する。・県内出張は活動車両を使用することを基本とする。
消耗品費	<ul style="list-style-type: none">・作業着、長靴、軍手等活動の実施に必要な消耗品。
自動車燃料費	<ul style="list-style-type: none">・活動車両の燃料費
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none">・活動報告に係るもの（報告書類・資料、写真）の印刷や現像代
自動車修繕料	<ul style="list-style-type: none">・活動車両の修繕料
自動車保険料	<ul style="list-style-type: none">・活動車両の保険料
火災保険料	<ul style="list-style-type: none">・居住する住居に係る火災保険料
家屋借上料	<ul style="list-style-type: none">・委託期間中に乙が市内で居住するための住居の借り上げにかかる費用 (上限 55,000 円／月)。 敷金、礼金を含む。光熱水費等は乙の負担とする。
自動車借上料	<ul style="list-style-type: none">・委託期間中に業務を実施するために必要な車両の借り上げにかかる費用 (上限 50,000 円／月)。
その他	<ul style="list-style-type: none">・生活に必要な備品及び業務の遂行に必要であると市が認めたもの。

【活動経費に関する留意事項】

- 前ページの「活動経費の支給基準《案》」にあるとおり、家賃や車のリース料などもこの活動経費の中から支出されます。従いまして、協力隊員が自身の活動（業務）実施に必要なものを購入できる額は自ずと限られてきます。つきましては、受入団体側において活動実施のために必要な物品などをあらかじめ準備していただく場合もあります。
- 活動経費は、協力隊員自身が活動（業務）を行うにあたって必要な装備などの購入に充ててもらうものであり、イベント実施費用など受入団体の運営に関する経費には充てられません。
- 協力隊員の活動（業務）の実施に必要な物品として、高額かつ汎用性の高いもの（例えばパソコンやタブレット端末、スマートフォンなど）を活動経費として購入する場合には、帰属先などを明確にし協力隊員の同意を得ておくなど、任期終了後のトラブルを避けるため事前に取り決めておくことが必要です。

勤務形態

協力隊員とは市と業務委託契約を行うため、勤務時間や日数を定めることはできません。受入団体での勤務形態を目安に活動していきます。

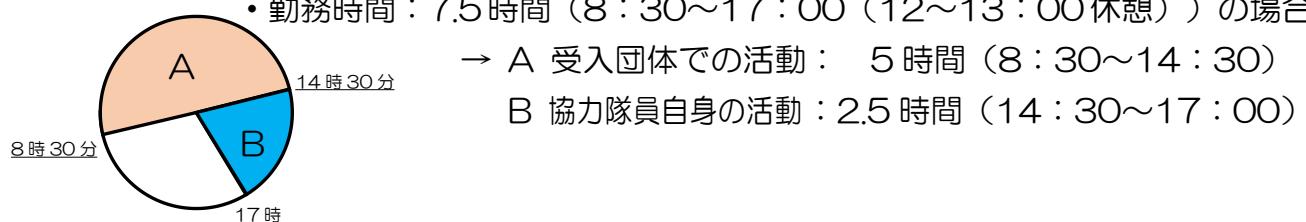
協力隊員は活動（勤務）時間・日数のうち、およそ2／3を受入団体にて活動し、残り1／3を協力隊員自身の地域定着のための活動（地域行事などコミュニティ活動への参加や定住に向けた準備活動）をします。

“2／3・1／3”的振り分けについては、受入団体側での活動内容に合わせて設定いただけますが、協力隊員による活動の継続性が損なわれることのないようご留意願います。場合によっては、勤務形態の変更を求めることがあります。

【勤務形態の例】

例1. 「1日」の中で、2／3・1／3を振り分ける

- 勤務時間：7.5時間（8：30～17：00（12～13：00休憩））の場合



例2. 1日単位で、2／3・1／3を振り分ける



協力隊員の副業

- ・任期終了までの間に、協力隊員の定住に向けた準備（任期終了後の起業や就業に向けた資金の確保、スキルアップ、地域との繋がりづくりなど）を後押しするため、副業を行うことができます。

副業の実施に際しては、協力隊員は事前に市や受入団体へ報告させることとし、団体との活動に支障をきたすことがないよう調整を図ります。

地域おこし協力隊員を受け入れていただく団体様に求めるもの（お願いしたいこと）

協力隊員を受け入れていただく（受入団体へ応募いただく）にあたり、受入団体様には3つのポイントについて十分認識のうえ活動いただきたいと考えています。

1. 地域との連携（理解・合意形成）を図った上で受け入れてください。

- ・地域の課題を克服するため協力隊員と共に活動いただくものであっても、地域住民の理解や協力がなくては、目的の達成に繋げることは難しいです。また、地域からの理解がないことで、協力隊員を地域で孤立させてしまうことになりかねません。
受入団体様と受入地域との間で課題や地域が目指す姿を十分共有いただき、協力隊員を受け入れてください。

2. 地域の振興に繋がる活動であってください。

- ・克服したい課題、目指す地域の姿を明確にしていただいた上で、イメージしておられる活動内容が目的（地域の活性化、地域振興への貢献）達成に繋がるものであるか、また目的達成を目指す手法として適切であるか、十分ご検討ください。

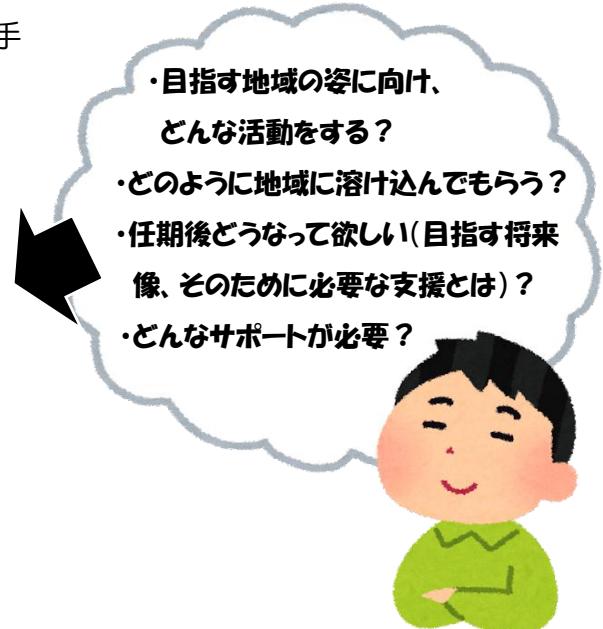
3. 協力隊員を大切にしてください。

- ・着任する協力隊員は、地域の活性化に熱意・意欲を持って地域に来られる一方、見ず知らずの生活習慣や文化の違う地域に行くことに大きな不安も持っています。
協力隊員を受け入れて後、「協働でどのように活動し地域に溶け込んでいってもらうか」、任期終了後の協力隊員の地域に定着される姿を描いていただき、「定着に向けてどのような支援（サポート）を行っていくと良いのか」を考慮いただき受け入れていただきたいです。
- ・受入団体（地域）では、協力隊員の参加によって地域の活性化や地域振興を期待してしまいますが、その期待に応えるプレッシャーが協力隊員にとって大きな負担となる場合もあります。協力隊員とのコミュニケーションを十分に図ってください（市も関係部署と連携し協力隊員や受入団体様の活動支援に努めます）。
- ・募集要項でも述べていますが、協力隊員は人手不足の人員補填ではありません。

協力隊員の特性（ヨリモノ・ワカモノの斬新な視点や地域活性化への熱意）を活かす活動となるよう、十分ご検討ください。



受入から任期終了以降
までのストーリー



受入団体に選定されたら（選定後の流れ）

協力隊員の募集

- ・協力隊員の募集は、受入団体での活動内容など ※ に基づき、希望する人材を市が募集します。
※ 活動内容などについては、協力隊員と共に取り組むことによる地域の活性化への効果をより高めるため、必要に応じて審査会での意見を参考に内容の見直しを行うことがあります。
- ・募集には期間を設けますが、指定の期間に応募者が集まらなかった場合などには引き続き募集を行い協力隊員の採用に向けて対応します。

協力隊員の採用

- ・応募のあった協力隊員希望者から試験により協力隊員を採用します。
- ・採用試験は、「書類審査」・「面接審査」を予定しています。
- ・「面接審査」においては、受入団体の責任者にも面接官として審査に加わっていただきます。

協力隊員の採用後（活動開始後）について

協力隊員への活動支援

市では関係部署と共に協力隊員をサポートします。

協力隊員へのサポート	支援の概要・ねらい
協力隊員と定期的な打ち合わせによる活動状況の把握や助言	意見交換の場を設けるなどして、市・受入団体・協力隊員同士との連携を図り、協力隊員が孤立することのないよう支援します。
協力隊員が共同で取り組む活動への支援	受入団体との活動による成果達成に支障の出ない範囲で、または共同で取り組むことにより目指す成果がより高いものとなると判断した上で活動を支援します。
市民と協力隊員との交流促進を支援	地域（住民）に溶け込んでいただくため、活動報告会の開催など効果的なコミュニケーション作りの機会を作ります

各種研修への参加機会を提供	任期中の協力隊員としての活動や起業や就業などスキルアップのために必要な研修に参加いただき、任期終了後の活動地域への定住が円滑に進むよう支援します。
協力隊員の生活に関することや任期終了後の定住に向けた相談対応	慣れない地域での生活や今後の生活（任期終了後）への不安などの相談に応じ、任期終了後の活動地域への定住が円滑に進むよう支援します。

これら協力隊員へのサポート体制の構築には、受入団体様との連携が不可欠です。

常日頃より、市・受入団体・協力隊員との間での情報共有やコミュニケーションを図ります。

受入団体への支援

市は、前述のとおり協力隊員の日々の活動などを把握して上で、受入団体と共に活動内容の調整を行うなど、受入団体と協力団体との協働による取り組みを円滑に行われ、目指す成果が達成できるためのサポートを行います。

最後に

地域おこし協力隊を希望して都市部から地域に来られる方は、地域の活性化を目指しているとともに、任期終了後には活動地域への定住・定着を考えている方がほとんどです。しかしながら、希望される方のスキルにもよりますが、これまで生活していた場所とは違い、地域のこと（文化・習慣・言葉など）について十分把握せず応募し着任する可能性もあります。

受け入れを希望される団体様には、協力隊員との活動を通じて地域の活性化を目指していただきますとともに、協力隊員を「次の担い手として育てていく」ことも考慮の上、ご応募いただきたいと存じます。

